

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL
LOTARUCITYCOUNCIL
OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL
ARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
COUNCIL
NCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL
LOTARUCITYCOUNCIL
OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL
ARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
COUNCIL
NCIL

令和 6 年
小樽市議会
第 3 回 定例会 議案

令和 6 年度小樽市一般会計補正予算

令和 6 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,977,903千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,556,040千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第 4 条 市債の変更は、「第 4 表 市債補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 市 税		13,789,800	367,800	14,157,600
	2 固 定 資 産 税	6,453,600	365,700	6,819,300
	7 都 市 計 画 税	1,092,100	2,100	1,094,200
12 地方特例交付金		442,000	13,707	455,707
	1 地方特例交付金	442,000	13,707	455,707
13 地 方 交 付 税		15,542,000	82,728	15,624,728
	1 地 方 交 付 税	15,542,000	82,728	15,624,728
17 国 庫 支 出 金		13,645,653	230,205	13,875,858
	2 国 庫 補 助 金	3,716,021	230,205	3,946,226
18 道 支 出 金		3,799,741	1,092	3,800,833
	1 道 負 担 金	3,200,830	33	3,200,863
	2 道 補 助 金	435,767	1,059	436,826
20 寄 附 金		1,252,200	2,270	1,254,470
	1 寄 附 金	1,252,200	2,270	1,254,470
21 繰 入 金		3,207,237	△ 26,828	3,180,409
	2 基 金 繰 入 金	3,171,572	△ 26,828	3,144,744
22 繰 越 金		1	1,284,840	1,284,841
	1 繰 越 金	1	1,284,840	1,284,841
23 諸 収 入		2,097,747	9,000	2,106,747
	3 貸付金元利収入	1,319,925	6,000	1,325,925
	4 雑 入	764,812	3,000	767,812

24 市 債		4,951,200	13,089	4,964,289
	1 市 債	4,951,200	13,089	4,964,289
歳 入 合 計		63,578,137	1,977,903	65,556,040

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 6,099,658	千円 1,074,841	千円 7,174,499
	1 総 務 管 理 費	5,909,512	1,074,841	6,984,353
3 民 生 費		25,906,600	11,715	25,918,315
	1 社 会 福 祉 費	13,222,254	7,459	13,229,713
	2 児 童 福 祉 費	5,490,957	2,522	5,493,479
	3 生 活 保 護 費	6,793,368	1,734	6,795,102
4 衛 生 費		6,761,162	112,351	6,873,513
	1 保 健 衛 生 費	2,436,128	551	2,436,679
	2 保 健 所 費	880,267	111,800	992,067
5 労 働 費		47,660	7,600	55,260
	1 労 働 諸 費	47,660	7,600	55,260
7 商 工 費		1,700,784	2,000	1,702,784
	1 商 工 費	1,700,784	2,000	1,702,784
8 土 木 費		6,510,400	15,312	6,525,712
	4 都 市 計 画 費	1,169,187	5,500	1,174,687
	6 港 湾 費	2,158,749	9,812	2,168,561
9 消 防 費		394,999	1,049	396,048
	1 消 防 費	394,999	1,049	396,048

10 教 育 費		2,467,965	10,614	2,478,579
	1 教 育 総 務 費	122,381	150	122,531
	2 小 学 校 費	866,199	1,869	868,068
	3 中 学 校 費	413,655	8,535	422,190
	5 社 会 教 育 費	449,524	60	449,584
12 諸 支 出 金		197,466	742,421	939,887
	2 財 政 調 整 基 金 費	1,219	642,421	643,640
	3 減 債 基 金 費	168	100,000	100,168
歳 出 合 計		63,578,137	1,977,903	65,556,040

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
消 防 費	消 防 費	救 急 業 務 高 度 化 推 進 事 業 費	千円 40,051

第3表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
ふ る さ と 納 税 関 係 経 費	令 和 7 年 度	千円 376,934
放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 費 (放 課 後 児 童 ク ラ ブ 運 営 業 務 委 託 料)	令 和 7 年 度 か ら 令 和 1 1 年 度 ま で	1,879,351
建 設 機 械 整 備 費	令 和 7 年 度	46,000
手 宮 公 園 競 技 場 整 備 事 業 費 (ト ラ ッ ク 等 改 修)	令 和 7 年 度	241,428

第4表 市債補正

(変 更)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
	千円	千円
民間保育施設等整備支援事業費	92,800	93,600
義務教育施設整備事業費	177,900	185,200
臨時財政対策債	95,000	99,989

令和 6 年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算

令和 6 年度小樽市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,812 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 624,635 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		千円 134,311	千円 9,812	千円 144,123
	1 一般会計繰入金	134,311	9,812	144,123
歳 入 合 計		614,823	9,812	624,635

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 港湾整備事業費		千円 286,072	千円 9,812	千円 295,884
	1 港湾整備事業費	286,072	9,812	295,884
歳 出 合 計		614,823	9,812	624,635

令和 6 年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 6 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 91,220 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,197,020 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 財 産 収 入		千円 102	千円 27	千円 129
	1 財 産 運 用 収 入	102	27	129
6 繰 越 金 〔従来の6款を7款 に改める。〕		—	91,193	91,193
	1 繰 越 金	—	91,193	91,193
歳 入 合 計		13,105,800	91,220	13,197,020

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基 金 積 立 金		千円 102	千円 90,220	千円 90,322
	1 基 金 積 立 金	102	90,220	90,322
6 諸 支 出 金		7,500	1,000	8,500
	2 返 還 金	—	1,000	1,000
歳 出 合 計		13,105,800	91,220	13,197,020

令和 6 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和 6 年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 372,960 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,584,559 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 支払基金交付金		3,998,761	△ 79,155	3,919,606
	1 支払基金交付金	3,998,761	△ 79,155	3,919,606
5 財 産 収 入		586	22	608
	1 財産運用収入	586	22	608
6 繰 入 金		2,527,090	△ 480	2,526,610
	1 一般会計繰入金	2,376,527	△ 480	2,376,047
7 繰 越 金 (従来の7款を8款 に改める。)		—	452,573	452,573
	1 繰 越 金	—	452,573	452,573
歳 入 合 計		15,211,599	372,960	15,584,559

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 基金積立金		586	145,783	146,369
	1 基金積立金	586	145,783	146,369
5 諸 支 出 金		40,765	227,177	267,942
	1 償還金及び 還付加算金	5,100	227,177	232,277
歳 出 合 計		15,211,599	372,960	15,584,559

令和 6 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和 6 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 73,510 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,606,415 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 越 金		千円 —	千円 73,510	千円 73,510
(従来の3款を4款 に改める。)	1 繰 越 金	—	73,510	73,510
歳 入 合 計		2,532,905	73,510	2,606,415

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		千円 2,468,751	千円 73,510	千円 2,542,261
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,468,751	73,510	2,542,261
歳 出 合 計		2,532,905	73,510	2,606,415

令和 6 年度小樽市下水道事業会計補正予算

第 1 条 令和 6 年度小樽市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度小樽市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業の概要

イ 築 造 工 事 費

事 業 費

2, 145, 995 千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収		入		
第 1 款	下水道事業収益	3, 510, 129 千円	25, 000 千円	3, 535, 129 千円
第 1 項	営 業 収 益	2, 027, 807 千円	25, 000 千円	2, 052, 807 千円
支		出		
第 1 款	下水道事業費用	3, 726, 095 千円	25, 000 千円	3, 751, 095 千円
第 1 項	営 業 費 用	3, 636, 609 千円	25, 000 千円	3, 661, 609 千円

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収		入		
第 1 款	資 本 的 収 入	2, 493, 992 千円	△25, 000 千円	2, 468, 992 千円

第7項	工事負担金	196,100千円	△25,000千円	171,100千円
	支		出	
第1款	資本的支出	3,453,780千円	△25,000千円	3,428,780千円
第1項	建設改良費	2,172,284千円	△25,000千円	2,147,284千円

令和6年9月3日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 7 号

令和 5 年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 5 年度小樽市一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 8 号

令和 5 年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から令和 5 年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算が別冊
のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委
員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 9 号

令和 5 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 5 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 10 号

令和 5 年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から令和 5 年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算が
別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監
査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 1 号

令和 5 年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 5 年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 2 号

令和 5 年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から令和 5 年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算が別冊
のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委
員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 13 号

令和 5 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 5 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 4 号

令和 5 年度小樽市病院事業決算認定について

病院事業管理者から令和 5 年度小樽市病院事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 5 号

令和 5 年度小樽市水道事業決算認定について

公営企業管理者から令和 5 年度小樽市水道事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 6 号

令和 5 年度小樽市下水道事業決算認定について

公営企業管理者から令和 5 年度小樽市下水道事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 7 号

令和 5 年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について

令和 5 年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算を別冊のとおり作成したので、
地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議
会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 18 号

令和 5 年度小樽市簡易水道事業決算認定について

令和 5 年度小樽市簡易水道事業決算を別冊のとおり作成したので、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 19 号

小樽市空家等対策会議条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市空家等対策会議条例の一部を改正する条例
小樽市空家等対策会議条例（平成 28 年小樽市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うためであります。

小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年小樽市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 の 9 の項及び 17 の項中「又は特例給付」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）
附則第 13 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 12 条の規定による改正前の児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）附則第 2 条第 1 項の給付の支給に関しては、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、児童手当法の一部改正に伴い、所要の改正を行うためであります。

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 2 1 号

小樽市保健所設置条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市保健所設置条例の一部を改正する条例
小樽市保健所設置条例（昭和 2 7 年小樽市条例第 3 6 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 2 条の表中「小樽市富岡 1 丁目 5 番 1 2 号」を「小樽市築港 1 1 番 1 号」
に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、施設の老朽化対策、行政サービスの向上等を目
的として、保健所を移転するためであります。

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 2 2 号

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例
小樽市国民健康保険条例（昭和 3 4 年小樽市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないとき」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる被保険者証の返還に係るこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証の返還に係る罰則を廃止するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 4 年小樽市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 小樽築港駅周辺地区地区整備計画区域の部中

「 商 業 レ ク リ エ ー シ ョ ン 地区	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅（高齢者の 居住の安定確保に關する法律（平成 1 3 年法律第 2 6 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅を除く。） (3) 法別表第 2（ぬ）項に掲げる建築物	を	「 商 業 レ ク リ エ ー シ ョ ン 地区	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅（高齢者の 居住の安定確保に關する法律（平成 1 3 年法律第 2 6 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅を除く。） (3) 法別表第 2（ぬ）項に掲げる建築物	に
商業・ 業 務 地 区			商業・ 業 務 地 区	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 法別表第 2（ぬ）項に掲げる建築物	

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、小樽築港駅周辺地区地区整備計画区域のうち、商業・業務地区における建築物の用途の制限について、所要の改正を行うためであります。

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 2 4 号

工事請負変更契約について

旧ごみ焼却場解体工事の請負変更契約を下記のとおり締結する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 旧ごみ焼却場解体工事
- 2 契 約 金 額
 - 変 更 前 9 億 8 , 2 1 9 万 円
 - 変 更 後 9 億 9 , 3 1 8 万 8 , 4 6 0 円
- 3 契約の相手方 札幌市中央区北 2 条東 1 7 丁目 2 番地
岩田地崎・阿部共同企業体
代表者
岩田地崎建設株式会社

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 2 5 号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定に基づく北海道内の市町村との協議により、別紙のとおり規約を変更することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年３月１日市町村第１９６９号指令）の一部を次のように変更する。

第４条を次のように改める。

（広域連合の処理する事務）

第４条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第１９条第２項中「別表第２」を「別表」に改める。

別表第１を削り、別表第２を別表とする。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の３第１項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 2 6 号

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小樽市議会議員 松 井 真美子

同 酒 井 隆 裕

同 高 野 さくら

同 小 貫 元

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から42年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、2017年7月7日核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月22日に同条約が発効された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持

込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の入港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

（目的）

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

（非核港湾行政の推進）

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使

用に協力しない。

- 2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。
- 3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 2 7 号

小樽市教育委員会委員の任命について

下記の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 2 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

平 井 清 子

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 28 号

小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第
423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

杉 下 清 次

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 29 号

小樽市職員懲戒審査委員会委員の選任について

下記の者を本市職員懲戒審査委員会委員に選任したいので、地方自治法施行
規程第 16 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

高 橋 龍

令和 6 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 3 0 号

議員の派遣について

議員の派遣について、小樽市議会会議規則第 1 0 6 条第 1 項の規定により、
議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 5 日提出

小樽市議会議員	小	貫	元
同	横	尾	英 司
同	中	村	吉 宏
同	面	野	大 輔
同	前	田	清 貴

記

- 1 (1) 派遣場所 広島県尾道市及び廿日市市
(2) 派遣目的 市役所新庁舎について(広島県尾道市)及び重要伝統的建造物保存地区について(広島県廿日市市)の調査
(3) 派遣期間 令和 6 年 1 0 月 2 3 日から 2 5 日までの 3 日間
(4) 派遣議員 平戸理史議員、白濱聡議員、小池二郎議員、中村岩雄議員
及び前田清貴議員
- 2 (1) 派遣場所 鳥取県米子市及び兵庫県
(2) 派遣目的 県と市合同による機能性向上の P F I による庁舎整備について(鳥取県米子市)及び家事に対しての負担軽減を目的とする「ゆる家事大作戦」について(兵庫県)の調査
(3) 派遣期間 令和 6 年 1 1 月 1 2 日から 1 4 日までの 3 日間

- (4) 派遣議員 松岩一輝議員、中鉢淳二議員、佐藤奈緒美議員、中村吉宏議員及び鈴木喜明議員

3 その他

派遣の趣旨を損なわない範囲の変更がある場合の取扱いについては、議長に委任する。